

○県央県南広域環境組合情報公開・個人 情報保護審査会条例

（平成25年9月2日）
（条例第4号）

改正 平成28年2月25日条例第2号

平成28年2月25日条例第3号

（設置）

第1条 県央県南広域環境組合情報公開条例（平成20年条例第1号。以下「情報公開条例」という。）及び県央県南広域環境組合個人情報保護条例（平成25年条例第3号。以下「個人情報保護条例」という。）の適正な運用を図るため、県央県南広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審査会は、実施機関（情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）からの諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 情報公開条例第19条第1項の規定による審査請求に関する事項
- (2) 個人情報保護条例第5条の規定による個人情報の収集に係る意見聴取に関する事項
- (3) 個人情報保護条例第7条の規定による個人情報の電子計算機処理に係る意見聴取に関する事項
- (4) 個人情報保護条例第11条の規定による保有個人情報の利用目的以外の提供に係る意見聴取に関する事項
- (5) 個人情報保護条例第41条第1項の規定による審査請求に関する事項
- (6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）に基づく特定個人情報保護評価の第三者点検に関する事項

（組織）

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、学識経験を有する者のうちから管理者が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長）

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（審査会の調査権限）

第6条 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、実施機関に対し、情報公開条例第12条第1項に規定する公開決定等に係る行政文書又は個人情報保護条例第21条第1項、第31条第1項若しくは第38条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の公開を求ることはできない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、実施機関に対し、行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第11条において同じ。）又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求める事、適當と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求める事その他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、第2条第2号から第4号までに規定する事項に関し必要があると認めるときは、実施機関の職員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聽し、又は資料の提出を求めてことその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第7条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第8条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の写しの送付等）

第9条 審査会は、第6条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聽かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める

第9編 情報公開（県央県南広域環境組合情報公開・個人情報保 護審査会条例）

ときは、この限りでない。

- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

- 第10条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、出席委員の過半数の議決があるときは、この限りでない。

（答申書の送付）

- 第11条 審査会は、審査請求に係る事件の諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

（審査会の庶務）

- 第12条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

（委任）

- 第13条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

（罰則）

- 第14条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に県央県南広域環境組合情報公開審査会の委員である者は、第4条第1項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなし、委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成26年8月10日までとする。

（県央県南広域環境組合情報公開条例の一部改正）

- 3 県央県南広域環境組合情報公開条例（平成20年条例第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕略

附 則（平成28年2月25日条例第2号）

（施行期日）

第9編 情報公開（県央県南広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月25日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。